

利用料について

甲州市ファミリー・サポート・センターの利用料金は、次のとおりです。

① 活動報酬

活動時間	1 時間	
	助成前	助成後
昼間（月～金） 9：00～19：00	700円	500円
早朝・夜間 7：00～ 9：00 19：00～21：00	800円	600円
土・日・祝日、12/29～1/3 終日	800円	600円

市内の依頼会員は、助成後の金額を協力会員に渡してください。

甲州市より1時間につき200円の助成を行います。（兄弟は2人目からは100円の助成）また、生活保護世帯やひとり親家庭は、1時間につき半額の助成となります。対象者は事務局へ事前の申請が必要です。

② 実費

- 交通費等については依頼会員の負担となります。公共機関や自家用車などを利用した場合には、運賃の実費がかかります。
- 食事代（ミルク、おやつ等）やオムツ代などがかった際は、依頼会員が活動終了時に支払います。

③ 報酬等の支払い

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。1時間を超えた場合は30分単位で加算します。（30分の料金は1時間の半額）
- 兄弟で預ける場合は、2人目から半額（助成金も半額）とします。
- 報酬の支払いは一部を除き、援助活動終了時に当人同士で行います。

「援助活動報告書兼領収書」はお互いに保管してください。

なお、助成金の手続きは事務局が請け負います。



④ キャンセル料

次のとおり、依頼会員が支払います。

前日までに連絡〔無料〕、 当日に連絡〔半額〕、 無断キャンセル〔全額〕

ファミリー・サポート・センター補償保険

活動中の事故に備えて、会員はファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。費用は甲州市で負担しています。

※ いずれもファミサポ活動中の事故であることが確定できることが条件

(依頼の日時や場所を、事務局が把握している場合に限りです。)

① サービス提供会員傷害保険

活動中（往復途上も含む）に偶然の事故で協力会員が傷害を被った場合。

例 走っている子どもを受け止めて協力会員が転んで怪我をしてしまった。



補償内容	補償額	補償内容	補償額
死亡	500万円	入院日額	2,000円
後遺障害	500万円から20万円	通院日額	2,000円

② 賠償責任保険



活動中に、依頼会員の子どもや第三者に対して、身体または財産物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金など。

例 子どもが誤って通行人と接触し、通行人のカメラを壊してしまった。

例 協力会員の不注意で子どもがやけどをしてしまい、賠償責任が発生した。

補償内容	補償額
対人・対物賠償金	1事故につき 2億円

② 依頼子供傷害保険



活動中に、依頼会員の子どもが事故によって傷害を被った場合、協力会員の過失にかかわらず保障。

例 預かりの最中に子どもがブランコから落ちて怪我をしてしまった。

補償内容	補償額	補償内容	補償額
死亡	300万円	入院日額	1,000円
後遺障害	300万円から12万円	通院日額	1,000円